

甲第64号証

意見書

2009年11月7日

名古屋地方裁判所 民事第9部 御中

中京女子大学健康科学部健康スポーツ科学科
スポーツ社会学、健康社会学研究室
准教授 埴 敏

記

本意見書は、「名古屋地方裁判所平成20年（ワ）第3188号事件」について、スポーツ社会学、健康社会学、及びスポーツ文化論の専門的立場から意見を述べ提出します。

第1 本件応援不許可及び本件販売拒否対象者指定の違法・無効の法律的基础付けの根拠

1. スポーツを観戦・応援することは、憲法第13条「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」に基づいて、すべての国民に認められた幸福を追求する権利として認められなければならない。
2. スポーツを観戦・応援すること、及びそのためにチケットを購入することは、憲法第14条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に基づいて、観戦・応援の拒否やチケット販売の拒否など、経済的、社会的関係において差別されてはならない。
3. スポーツを観戦・応援することは、憲法第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」に基づいて、応援団を結成して、伝統的なプロ野球の応援文化の形態で、プロ野球の試合に参加した自己表現であり、表現の自由として認められた権利である。
4. スポーツを観戦・応援することは、憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に基づいて、健康で文化的な生活を営む権利であり禁止されたり拒否されるべきではない。

5. スポーツの観戦・応援を禁止したり拒否できるのは、試合の進行の妨げになる行為や、競技場及び周辺環境の保全、さらに観客や選手、関係者の生命や財産の安全が脅かされる場合であり、文書による明確な説明が必要である。

第2 球場で野球を観戦する権利、応援する権利、応援団形態で応援する権利は、憲法第13条の「幸福追求権」、第14条の「経済的、社会的関係において差別されない」第21条の「表現の自由の保障」、及び第25条の「健康で文化的な生活を営む権利」などの内容をなす人格権として、すなわち法律上保護された人格権的権利である。その権利性を基礎付ける事実は次のとおりである。

1. スポーツは有史以来、狩猟や戦いの形態を起源として生起し、闘争本能に基づいた競技として、人類の身体文化となって発展してきた。

現代社会のスポーツは、楽しみ、健康、社交などを目的として、すべての人間が享受できるように、闘争本能の表出を封印して支持されてきた。そのためにルールを創り、スポーツマンシップやフェアネスの精神を尊重し、社会で認容される人間の重要な生活文化として定着してきた歴史がある。ストリートファイト（けんか）を否定して、ボクシングをスポーツとして許容するのは、正しく生活文化としてのスポーツの捉え方である。

現代社会のスポーツの特徴は、実践する人々の増大はもちろん、スポーツを観戦する人口の急速な増加で、その中でも健康で文化的な生活の実現のために、日本プロ野球の果たす役割の重要性は高まっている。

2009年は、セ・パ両リーグ創立60周年に当たり、これまで国民は老若男女を問わず、プロ野球を観戦し話題にして生活してきた。熱心なファンは選手や球団に自己の人生を投影し、プロ野球を球場で観戦、応援することは生きがいとなっている。最良の選手や球団に一喜一憂する行為は、健康で文化的な生活の具現で、人生そのものであり、誰からも制約を受けるものではない。

国民は、健康や生きがいとしてスポーツを実践したり、スポーツを観戦するなどのスポーツ権を有し、それは人格的権利として保障される。

2. スポーツの歴史において、現代ほど多様なプロスポーツの存在とその繁栄を、我々は経験したことがない。それは、プロスポーツを観戦する欲求が多いことの証明であり、現代社会ほど観戦による驚愕、感動、感情の高揚や落胆などが、ストレスの発散や精神の健康に重要であることの証明でもある。

衛星中継技術の向上やITの普及、テレビ放送の多チャンネル化などで、日本プロ野球やJリーグ、MLB（米国プロ野球）、NBA（米国プロバケット）、欧州プロサッカーなどが日常的にリアルタイムで視聴することが可能になり、スポーツ観戦者が飛躍的に拡大してきた。4年に1度の、オリンピックやサッカーワールドカップでは、世界中で延べ数百億人がテレビ視聴をしている。

スポーツを観戦する至福の時間は、国民の幸福を追求する時間で、同時に文化的な生活を営む時間でもある。チケットを購入し、生活時間を調整して球場へ足を運び、

プロ野球の試合に観客として参加することは、すべての国民が享受できる権利であり明確な理由も無く、誰からも禁止や制限を受けてはならない。球場で応援をする観客は、選手にとって実力以上の力を発揮する源であり、球団には経営の最も重要な存在である。観客の入場禁止や制限は、プロ野球の存在を自ら否定する行為である。

3. 省力化による運動不足や摂取栄養の過多による、肥満や疾病の対処療法として、先進工業国では健康づくりのために、スポーツに参加する人々が増加している。スポーツ参加とは、スポーツを「する、観る、教える、支える」の全ての行為が含まれる概念であり、スポーツを多様な視点で捉えた時の新しい表現である。

スポーツを観ることには、好プレイに感動したり、敗北に落胆することもある。さらに選手や試合に感情移入し、表彰式の感涙と帰属意識の高まりなどによる、ストレスの発散やカタルシス(浄化)体験は、現代人の精神的健康づくりや精神保健には重要な機能を果たしている。現代社会のスポーツの捉え方の特徴は、スポーツ観戦の社会的安全弁としての役割である。日常生活で蓄積したストレスや暴力性、さらには政治や経済、社会生活での欲求不満などを解消する手段として、一流選手のスポーツを観戦することである。そこでは、感情の高揚はもちろん、グラウンドの激しい戦いが暴力の代償行為として、観客のストレスや不満、怒りなどが消散される捉え方である。

4. 鼻眞の選手やチームを応援する人口は、交通手段の発達とマスメディアのスポーツ情報量の肥大化にともない急速に拡大している。試合場やテレビの前で、生きがいとしてのスポーツと日常的に接することは、現代人が幸福な生活を営むためには必要な行為である。

「ドラきち」や「トラきち」に代表されるように、プロ野球には鼻眞の球団や選手の応援に生活を賭け、生きがいとしているファンの存在がある。このファンから、プロ野球の観戦や応援を制限し禁止して奪い取ることは、人生そのものを否定することであり、幸福で文化的な生活を営む権利の侵害である。

5. 陸上競技や水泳競技の限界を知らない記録更新や、体操競技の人間技とは信じがたい高難度の技能に接した時、感動とともに努力が人間の可能性を無限に拡大することを体験する。

プロ野球の臨場感をともなう観戦で、ファインプレイや応援するチームの逆転劇に遭遇した時、自己の可能性が無限であることに感嘆し、生きる勇気を実感できる。ファンにとってプロ野球の観戦は、スタジアムに足を踏み入れた時から、非日常的な体験になり、幸福感を実感できる貴重な時間でもある。

6. 現代のスポーツ科学研究において、「スポーツをする」概念として、「スポーツを実践する」「スポーツを観戦する」「スポーツを指導する」「スポーツのボランティアをする」の4領域を包括的に捉えることが必要であり、その概念は一般的になりつつある。

スポーツ科学研究における「スポーツ観戦」については、世界的な先駆的スポーツ

文化論の研究者であるG. S. ケニヨン（レスブリッジ大学）が示唆に富む研究をしている。

彼は、著書(SPORT, CULTURE AND SOCIETY)において、現代人のスポーツとの関係を表す新しい言葉としてスポーツ参与(sport involvement)という表現の必要性について論じている。

スポーツ参与とは、スポーツ参加(sport participation)よりも広い概念の用語であり、スポーツを実践すること、スポーツを観戦すること、スポーツに関する新聞や雑誌を読んだり、スポーツを話題にすることなど、スポーツに直接的、間接的に関わるすべての行為を含む言葉と定義している。特にスポーツ観戦が、現代スポーツに与える影響の重要性について強調している。

スポーツ社会学者である埴 敏（中京女子大学）は、彼の著書（スポーツ社会学講義、Lec.12 スポーツと社会化）で、なぜスポーツ参加ではなく、参与の言葉が必要になったのかという背景について、「現代社会のスポーツは、狭義のスポーツ参加では十分に説明できなくなっている。スポーツをより広い視野で捉え、包括的に考察する重要性が高まった背景がある」と指摘している。

さらに、彼はスポーツを直接する人口より、スポーツを直接観戦したり、マスコミを媒体として間接的に観戦する人口の方が圧倒的に多く、スポーツに与える影響も、後者の方が大きいと言及している。

近年のスポーツのルール改正においても、競技者側よりも観戦者の意向の方が大きく関与する現象が起きている。柔道着の二色着用の義務化（白と青）や、バレーボールの膝から下のプレイ認可などは、観客の発案と観戦の便宜を図った典型的な事例である。

現代社会のスポーツにおいて「スポーツを観る」行為は、幸福な生活を営むための当然の生活文化の享受であり、誰からも制約を受けることのない基本的人権である。

7. スポーツ政策、行政における「スポーツを観る」ことの重視は、スポーツ振興で全国的な評価を得ている、愛知県安城市の「スポーツ振興計画」（2005～2014）に見ることができる。安城市は、計画の基本構想として「マイスポーツ運動」の推進を掲げ、市民とスポーツの関わり方を次のように定義している。

『市民が、自分の目的や体力などに適した健康づくりやスポーツに関わる機会を見いだし、実践して、健康で豊かな生活を自ら実現することです。スポーツへの関わり方は、「スポーツをすること」はもちろん、「スポーツをみること」や「スポーツをおしえること」、さらには「スポーツをささえること」までを含めて広くとらえ、日常生活の中で、市民がそれぞれの立場に応じてスポーツに親しむことを目指しています。』

このような「スポーツを観る」ことを重視した広義の概念は、愛知県内でも碧南市や東浦町などでスポーツ振興の中核として位置付けられ、行政においても「スポーツを観る」を重視して捉えることは一般化している。

この背景は、スポーツ振興やスポーツ参加で、誰でもできる「スポーツを観る」行為を、スポーツの興味や動機づけとして活用する考え方である。

さらに、寝たきりの生活者の増加や重度の障害者のスポーツ参加として、「スポーツを観る」ことを推奨し、観戦が感情の高揚や生きがいとなり、健康で文化的な生活の実現に関連させて捉えている。

8. 野球の応援で、打楽器や管楽器を使用することは、日本野球の特徴的な応援形態であり、歴史的に定着してきたスポーツ応援文化である。戦後の日本プロ野球では、球団経営の観点から、球団が応援団の組織化を主導し、観客動員の手段として鳴り物入りの応援を助長してきた歴史がある。この背景から、高校、大学、ノンプロの社会人野球などにおいても、打楽器や管楽器の応援が一般的になり、本場米国のベースボールでの観戦では見られない、日本独自の野球応援文化を形成し定着させてきた。

この歴史的背景と、鳴り物入りの応援の一般化から、現在の打楽器や管楽器によるプロ野球の応援に否定的な観客は少なく、球場の一体感と興奮、試合の盛り上がりには、この伝統的な応援が必要不可欠な存在となっている。

この応援の中心として、選手のファインプレイを引き出し勝利に貢献するのが、ライトスタンドに陣取る私設応援団である。原告は、正しくこの応援団であり、ドラゴンの選手を鼓舞し、チームの勝利に貢献している観客なのである。球団はチームづくりと球団経営の立場から、被告である応援団に感謝こそしても、禁止や排除する対象にするべきではない。

9. 鳴り物入りの応援を禁止したり規制するのは、日本独自の伝統的な応援文化を否定することであり、国民が構築してきたプロ野球を楽しむ豊かなスポーツ文化を否定することにも繋がる。

現行のプロ野球の応援形態を禁止するならば、明確な理由の提示と新しい応援形態を構築する時間を準備する必要がある。日本独自の応援文化を否定するなら、同様に甲子園の高校野球、神宮の六大学野球、都市対抗の華やかでより盛大な社会人野球などの日本的応援も禁止の対象にすべきである。ただし、既に実施されている夜10時以降の鳴り物入りの応援は、球場近隣の騒音となり地域住民の生活妨害になる場合は厳禁すべきである。

10. 青少年がプロ野球を観戦することは、単に高度な野球を楽しんだり、憧れの選手や好みのチームを応援する満足に止まらない。プロ野球のグラウンドやスタンドは、社会の縮図であり、そこには善悪が入り乱れている絶好の教育現場である。

想像を絶するピッチャーの速球やバッターの打球、思わず歓声を上げるホームランやファインプレイがある一方で、打者の心理の裏を突く投球術、盗塁や隠し球、危険球やラフプレイなど、相手との駆け引きや陰謀が存在しているのもプロ野球なのである。球場での臨場感に満たされて、他の観客と一体になった応援や、孤立した環境での声援など、共同意識や孤独感を実感できるのもプロ野球のスタンドである。

それは、善人と悪人が混在していて、本音と建前が存在する社会を瞬時にして体験できる、教育現場としても貴重である。プロ野球の観戦は、だからこそ日本人の多くに歴史的にも支持され、青少年の優れた教育現場の機能を果たしてきている。

この文脈から、青少年のプロ野球観戦を拒否したり規制することは、青少年の貴重な学習機会を奪うことになり、教育を受ける権利の侵害と幸福を追求する権利の侵害に当たる。

11. プロ野球の球団経営で最も重要なことは、一人でも多くの観客を球場に集客することである。球場を観客で満員にすれば、強いチームをつくることやテレビの放映料を高くすることもでき、球団の経営基盤は磐石になる。

そのためには、強く魅力あるチームづくりと快適な観戦環境の整備が重要であり、球場に足を運ぶ観客と球団の良好な信頼関係は必要欠くことができない。

明確な根拠と説明のない観客の排除は、観客と球団の信頼関係の構築のためにはあってはならない。プロ野球の球団は、観客との共存に常時努力して相互の信頼関係の構築に努力する責務がある。

第3 応援不許可及び販売拒否対象者指定の違法・無効についての結論

原告に対する本件応援不許可、及び本件販売拒否対象者指定は、憲法第13条、第14条、第21条、第25条により法律上保護された人格権的権利の侵害であり違法である。さらに、プロ野球文化が国民の日常的な生活文化である観点から、この行為は道義的にも容認できるものではないと結論する。

応援不許可、及び販売拒否対象者指定について、文書による明確な説明がないことも、社会通念上容認できるものではなく、プロ野球の新なる発展や社会的認知と逆行する行為と結論する。

ワールドシリーズで優勝した、ヤンキースのジラルディ監督は「ニューヨークのファンが一番頼りになる」、MVPに輝いた松井選手は「ニューヨークが好き、ヤンキースが好き、そしてファンは大好き」と観客を重視する発言、さらに日本シリーズで優勝したジャイアンツの原監督は「ファンの心強い声援があったから」、MVPの阿部選手は「いつも変わらぬファンの熱い応援に背中を押された」と、それぞれが勝利の大きな要因として、ファンの存在と応援の力の大きいことに言及している。

満員の観客を球場に呼び、最後に勝利したチームの監督や中心選手は、ファンと応援の重要性について深い理解を示し、熱狂的なファン無しでは優勝できないと断言している。正しく、熱狂的なファンが原告の私設応援団なのである。

プロ野球のすべての球団が目指している強いチームとは、応援する観客と良好な関係を築き、常にファンを大事にしているチームと換言できる。プロ野球の応援団に所属しているファンとは、最後まで自分のチームの優勝を信じ、選手や監督を叱咤激励することが生きがいとなっている、球団が最も尊重すべき観客なのである。

日本プロ野球機構と12球団の責務と義務は、ファンを排除することではなく、選手や監督とファンとの良好な信頼関係構築に努力することである。ファンに信頼され支持される強いチームをつくり、国民に夢と希望を与えるプロ野球の発展に努めることである。

略 歴 書

〒474-0011 愛知県大府市横根町名高山55
TEL 0562-46-1292(523) FAX 0562-44-1313

中京女子大学健康科学部健康スポーツ科学科
スポーツ社会学、健康社会学研究室
埴 敏
HANAWA Satoshi

1. 略歴

- 1950 茨城県行方市生まれ
- 1974～1976 ドイツケルン体育大学（スポーツ社会学研究室）留学
- 1981 筑波大学大学院体育研究科体育方法学（スポーツ社会学）修了
- 1983～1988 中京女子大学体育学部体育学科講師（体育社会学）
- 1984～1988 日本福祉大学社会福祉学部講師
- 1989～ 中京女子大学健康科学部健康スポーツ科学科准教授（スポーツ社会学）
- 1990～ 中京女子大学健康科学部健康スポーツ科学科准教授（スポーツ経営学）
- 1994 名古屋工業大学工学部講師
- 1996～2005 河合塾トライデントスポーツ健康科学専門学校講師（スポーツ社会学）
- 2004～2006 三幸学園名古屋スポーツ&リゾート専門学校講師（スポーツ社会学）
- 1980～ 日本体育学会会員
- 1994～1998 日本体育学会体育社会学専門分科会研究論文誌論文審査・編集委員
- 1990～1992 日本スポーツ社会学会設立準備委員
- 1992～ 日本スポーツ社会学会会員
- 1996～ 日本スポーツ産業学会会員

2. 体育・スポーツ関係

- 1974～1976 ドイツ、ASVケルンのハンドボール選手として国内、国際の試合に出場
- 1984～1998 中京女子大学ハンドボール部監督
- 1985 日韓親善学生ハンドボール大会学生選抜監督
- 1985～1988 日本代表男子ハンドボールコーチ
- 1986 学生選抜ヨーロッパ遠征監督
- 1985～1989 日本ハンドボール協会強化委員
- 1986 香港六ヶ国国際ハンドボール大会に日本代表男子チームのコーチ（優勝）
- 1987 世界選手権（イタリア）日本代表男子ハンドボールチームコーチ
- 1987 アジア選手権（ヨルダン）日本代表男子ハンドボールチームコーチ（準優勝）
- 1988 ソウルオリンピック日本代表男子ハンドボールチームコーチ
- 1989 国際ハンドボール連盟コーチ・審判国際会議（ポルトガル）に日本代表出席

3. スポーツ振興・スポーツ行政

- 1996～1997 愛知県大府市総合スポーツ施設整備計画策定委員
1997～2002 愛知県大府市スポーツ振興審議会委員
2001～2005 愛知県安城市スポーツ振興計画(2005～2014)を策定
2003 愛知県安城市市民スポーツ意識調査実施
2005～2009 愛知県安城市スポーツ振興審議会委員
2004 愛知県碧南市市民スポーツ・健康意識調査実施
2004～2005 愛知県碧南市スポーツ振興計画(2006～2015)を策定
2004～2005 愛知県足助町高齢者の健康づくり事業指導
2005～2006 愛知県東浦町スポーツ振興計画(2007～2016)を策定
1991～2009 愛知県社会福祉協議会主催「あいちシルバーカレッジ」講師
2006～2009 愛知県社会福祉協議会「福祉学習サポーター養成事業」を指導

4. 主な著書・論文・講演

- 1991 「世界のトップコーチに学ぶもの」 「みんなのスポーツ」 12月号
1992 「文化に挑戦するJリーグ」 朝日新聞
1993 「伝統誇るドイツに学ぶ一法が支えるクラブ制度」 朝日新聞
1994 「Jリーグとスポーツ文化」 中日新聞
1994 「共存否定する勝利主義」 朝日新聞
1994 「日本流のサッカースタイル生み出せ」 中日新聞
2000 「千葉すずも五輪代表に一選考が映すスポーツ文化度」 朝日新聞
2000 「『自立した千葉』選ぶ勇気を＝五輪代表選手選考の問題点」 朝日新聞
2001～2002 「若者よ」(スーツ文化論を中心に1年間連載) 中日スポーツ新聞
1990 「現代スポーツの社会学」 不味堂出版
1992 「スポーツQ&A&」 不味堂出版
1994 「Jリーグの風」 集英社
2006 「スポーツ社会学講義」 大修館書店
1999 「ヒーリングスポーツの概念とその提唱(1)」 東京体育学会
2000 「ヒーリングスポーツの概念とその提唱(2)」 東京体育学会
2000 「商業スポーツ施設におけるプログラムの開発」 日本スポーツ産業学会
2001 「女子レスリングの発祥と普及の社会的背景に関する研究」 日本体育学会
2002 「自活で長生き、素晴らしい人生を」 長寿社会振興センター
2002 「日本における総合型地域スポーツクラブの困難性」 東京体育学会
2004 「日本のスポーツシーンを再考する」 沼津市体育協会、沼津市立図書館
2008 「健康づくりを核とした社会福祉」 愛知県社会福祉協議会

5. 受賞歴

- 1989 日本スポーツ賞「日本代表男子チームのオリンピック出場」受賞
1996 モス地球遊学生懸賞論文「日本のスポーツ教育の変革」第一席受賞
2005 愛知県知事表彰「不登校児童生徒の温水水中運動による健康づくり」受賞